

# 茅野市要保護児童対策地域協議会の概要

## 茅野市要保護児童対策地域協議会

地域協議会の三層構造

代表者会議

- <構成>・関係機関等の代表者又は代表者から推薦を受けた者  
⇒別紙「委員名簿」参照
- <機能>・実務者会議等が円滑に運営されるための環境整備  
・要対協運営要綱と要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討  
・要対協の活動状況の評価  
・児童相談に関する施策の検討、提案
- <開催>・年、1～2回

参加

実務者会議  
〔相談員連絡会議〕

- <構成>・実際に活動する実務者（関係機関の係長、担当者等）
- <機能>・定例的な情報交換や、個別ケース検討会議であった事例の検討  
・要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握（進捗状況と進行管理票の確認）  
・要保護児童対策を推進するための啓発活動  
・代表者会議への報告
- <開催>年12回（毎月第2水曜日）

参加

個別ケース  
検討会議

- <構成>・関係者会議と支援会議に分かれている。  
関係者会議：そのケースに関わりを持つ担当者や関わりを持つ可能性のある関係機関の担当者  
支援会議：関係者の他に家族・当事者を含めて開催する会議
- <機能>・要保護児童等の状況の把握や問題点の確認  
・援助方針と役割分担の決定及びその認識の共有  
・支援の経過報告及びその評価
- <開催>・随時

参加

要保護児童対策調整機関  
(要対協に関する事務の総括)  
〔こども課〕

連絡  
調整

児童相談所